

病院倫理委員会規程 概要

第1条 目的と設置 診療行為等(研究を除く)の倫理性(臨床倫理)の保持と促進に必要な検討や助言等を行うことを目的とし、センター病院に病院倫理委員会を設置する。

第2条 所掌事項

- ◆ センターの診療行為等に係る倫理基準、院内指針等の作成と見直し
- ◆ 臨床倫理の広報・啓発・教育活動
- ◆ 診療行為等の倫理的検討事項や、臨床倫理上の問題への対応と助言、指導 その他
 - 含まれるもの(ただし、他の委員会の取扱い事項については、審議依頼があった場合や、報告を受けて疑義が生じた場合。研究は研究倫理審査委員会等が所掌するが、臨床研究法及び医学系指針下の研究における高難度新規医療技術は対象とする。)
 - 診療上の意思決定と治療選択(終末期医療、宗教的輸血拒否等)
 - 移植、脳死 遺伝子診断・治療 生殖補助医療、胎児出生前診断
 - 患者個人の診療目的での、通常診療の範囲を超えた医療行為等
(先進医療A、高難度新規医療技術、未承認・適応外医薬品・医療機器を含む)
 - 患者個人の診療目的での、診療情報・患者情報等の取扱いと守秘義務 その他、必要事項

第3条 委員の構成等

- 副院長1名、内科系診療部長1名、外科系診療部長1名、小児循環器・周産期部門部長1名、医療安全管理部医師1名、中央支援・診療・管理部門・循環器病統合イメージングセンターより1名以上、看護部(専門看護師等)1名、薬剤部から医療安全管理部配置薬剤師1名、医事室より専門職以上1名、医療社会事業専門員1名、研究開発基盤センター1名以上、研究所1名以上、研究倫理審査委員会委員(外部有識者)1名以上、その他必要な者若干名。
- 病院長が選考。任期2年(再任あり)。委員長互選。

第5条 委員会の招集と議決 職員や患者等の求めに応じ、病院長が必要と認めた場合、委員長が招集。

年度1回以上開催。男女含む過半数出席(代理可)で開催。2/3以上合意で議決。原則非公開。

第6条 臨時緊急委員会 緊急を要する事案は、委員長又は委員長代理を含む3名以上の臨時緊急委員会を招集、全員合意により緊急議決。原則3日以内に委員会を招集し、事後合意。

第10条 倫理コンサルテーション等 委員会開催にあたり医学倫理研究部倫理研究室の倫理コンサルテーションや重症回診等の意見を求めることができる。

第11条 庶務 事務は臨床倫理室で行う。